

愛媛大学学術支援センター動物実験部門専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学術支援センター運営委員会規程第7条第1項の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター動物実験部門（以下「動物実験部門」という。）専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験部門の運営に関すること。
- (2) 動物実験部門の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験部門長
- (2) 動物実験部門の専任教員
- (3) 動物実験部門利用学部の専任教員3名
- (4) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員は、動物実験部門長の推薦に基づき、センター長が任命する。

3 第1項第4号の委員は、専門委員会の議を経て委員長が推薦し、センター長が任命する。

4 第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、動物実験部門長をもって充てる。

2 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員（代理を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、医学部研究協力課事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。